

日登協 260 号
令和 7 年 11 月 10 日

認定特定非営利活動法人 日本がん登録協議会 役員選挙
公示

認定特定非営利活動法人
日本がん登録協議会
選挙管理委員会

令和 8 年 6 月 30 日をもって現在の役員は任期満了となります。定款ならびに「日本がん登録協議会選挙規程」に基づき、下記の要領で次期役員の立候補を受け付けます。

1. 選出する役員の人数

理事（都道府県等）	12 人（令和 7 年 10 月末現在会員数 48）
理事（病院等）	3 人（令和 7 年 10 月末現在会員数 11）
理事（個人）	1 人
監事	1 人から 2 人

2. 選出する役員の任期

令和 8 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日まで

3. 立候補の資格

添付の規程・細則に記載の条件を満たす会員

4. 立候補の手順

(1)自薦の場合

JACR 役員立候補届に必要事項を記載し、締切日までに下記郵送先へ書面を郵送もしくは PDF で提出して下さい。

(2)他薦の場合

JACR 役員立候補届に必要事項を記載し、締切日までに下記郵送先へ書面を郵送もしくは PDF で提出して下さい。

なお、推薦を受けて本人が承諾した場合の立候補には正会員一名の推薦を要します。推薦人は JACR の正会員とします。

また他薦による立候補者には選挙管理委員会より立候補の意思確認をさせていただきます。

立候補届提出先

〒104-0045

東京都中央区築地 4-10-16 築地 MS ビル 4 階 B

日本がん登録協議会 選挙管理委員会

5. 受付期間

令和 7 年 11 月 10 日～令和 7 年 12 月 9 日（必着）

6. 立候補届の提出先及び選挙に係る問合せ先

日本がん登録協議会 選挙管理委員会

contact@npo-jacr.jp

認定特定非営利活動法人 日本がん登録協議会

選挙規程

K2-R1_11_14

(目的)

第1条 本規程は、定款第 20 条に基づき理事及び監事を選出する選挙を行うことを目的として定める。

(選挙の種類)

第2条 選挙の種類は、通常選挙と補充選挙とする。

- 2 通常選挙は、定款第 22 条に定める任期を務める理事及び監事を選出する選挙であり、役員の任期満了の年度末前までに行う。
- 3 補充選挙は理事又は監事に欠員が生じた場合や、理事会が役員の追加を認めた場合に行う。

(選挙管理委員会)

第3条 選挙の実施のために、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員は、JACR 事務局職員の中から 2 名を理事会が指名する。

(選挙権及び被選挙権)

第4条 選挙権は、正会員が有する。

- 2 選挙権を有する正会員は、次の要件を満たす者とする。
 - (1) 選挙告示の日の時点で会費の滞納がなく、選挙告示が行われた月の前月末現在で正会員である団体又は個人
- 3 団体正会員の投票権については、代表者が団体正会員としての投票権を行使する。

第5条 被選挙権は、正会員の登録者が有する。

- 2 被選挙権を有する正会員の登録者は、「理事・監事の立候補に関する細則」で定める要件を満たす者とする。

(選挙の告示)

第6条 選挙の告示は、会員メーリングリストで行う。

(選挙公報)

第7条 立候補者の所信表明の手段として、選挙公報を設ける。選挙運動は、選挙公報のみとする。

2 選挙公報は、会員メーリングリストで回覧する。

(投票)

第8条 投票は、指定の投票用紙を用いて郵送によって行うものとする。

2 投票は、正会員の種別ごとに行い、無記名投票とする。

(開票)

第9条 理事会は、選挙の公正性を確保するため、選挙期日までに、選挙に立候補しない正会員の中から1名の開票立会人を指名する。

2 委員会は、開票を開票立会人の立会いの下に、選挙終了後直ちに行わなければならない。

(無効投票)

第10条 次の投票は、無効とする。

- (1) 指定の用紙を使用しないもの
- (2) 定数を越えて候補者を記載したもの
- (3) どの候補者を記載したか確認できないもの
- (4) 投票締切日以降に到着したもの
- (5) 投票の効力に疑問があり、選挙管理委員会と開票立会人の合議によって無効としたもの

(当選)

第11条 選挙管理委員会は、投票用紙の開票及び集計を行い、当選者を確定し、会員に公表する。

- 2 選挙の立候補者が定款第19条で定める当該選挙の各正会員種別の定数を越えるときは、得票数の多い順に、有効投票による過半数を超えたものだけを当選者とする。
- 3 理事は各種別正会員数規模によって「理事選出数に関する細則」で定める数までを当選者とする。
- 4 但し、各種別当選者数が「理事選出数に関する細則」で定める選出数の下限を

下回る場合、下限数までを得票数の多い順に当選者とする。

- 5 有効投票による過半数を超えた得票数が同票であった場合は決選投票を行う。
- 6 当選結果の公表は、会員メーリングリストで行う。
- 7 委員会は投票用紙を選挙において当選した候補者の任期満了まで厳重に保管しなければならない。

(信任投票当選)

第12条 選挙管理委員会は、選挙の立候補者が定款 19 条で定める当該選挙の各正会員種別の定数且つ「理事選出数に関する細則」で定める数を越えないときは、立候補者の信任を正会員の投票により求める。

- 2 有権者の過半数以上の有効投票による過半数の信任をもって当選とする。
- 3 但し、各種別当選者数が「理事選出数に関する細則」で定める選出数の下限を下回る場合、下限数までを得票数の多い順に当選者とする。

(選挙結果に関する情報の開示)

第13条 選挙の効力に関して異議のある選挙人及び被選挙人は、選挙管理委員会に対して情報の開示を請求できる。

- 2 請求により開示する情報は各立候補者の各得票数、選挙権者数、投票数、投票率とする。

(改正)

第14条 本選挙規程の改正は、理事会の決定によらなければならない。

附則

1. この規程は令和元年度 11 月 14 日から施行する。

改正

令和 3 年 7 月 19 日

認定特定非営利活動法人 日本がん登録協議会

理事・監事の立候補に関する細則

K2-R1_11_14-1

(目的)

第1条 本細則は、日本がん登録協議会選挙規程に基づき、理事・監事の選出を円滑に行うことを目的として定める。

(被選挙権を有する要件)

第2条 選挙規程第 5 条に基づく理事又は監事に立候補する者は以下の(ア)と(イ)と(ウ)と(エ)の要件を満たすものとする。

(ア)選挙告示の日の時点で会費の滞納がなく、選挙告示が行われた月の前月末現在で正会員である団体又は個人の登録者。

(イ)都道府県等の団体正会員の登録者として 5 年以上登録されている者若しくは全国（地域）がん登録、院内がん登録業務に 5 年以上の従事経験がある者。

(ウ)これまで本協議会において下記のいずれかの経歴、活動歴を持つ。

- ① 理事、監事、専門委員の経験
- ② 学術集会長の経験
- ③ 過去 5 年以内の学術集会における講演または演題発表(共同演者を含む)
- ④ 過去 5 年以内の本協議会が主催する研修会等での講演
- ⑤ 過去 5 年以内の JACR Monograph への執筆（共著者を含む）
- ⑥ 過去 5 年以内の JACR NEWSLETTER への寄稿
- ⑦ 過去 5 年以内の本協議会が刊行したその他の出版物への執筆
- ⑧ その他過去 5 年以内の本協議会の活動(安全管理措置外部監査業務、J-CIP 等) への具体的貢献

(エ)任期中、理事及び監事としての活動に支障がない。

2 選挙管理委員会は、理事及び監事に立候補した者の要件を確認し、要件を満たす者全員を理事及び監事の候補者として選挙公報に記載する。

(改正)

第3条 本細則の改正は、理事会の決定によらねばならない。

附則

1. この細則は令和元年度 11 月 14 日から施行する。

認定特定非営利活動法人 日本がん登録協議会

理事選出数に関する細則

K2-R1_11_14-2

(目的)

第1条 本細則は、日本がん登録協議会規程に基づき、各正会員種別の理事の発言権の公平性の為、定款第 19 条に定める役員定数内で、各種別正会員数規模によって選出される理事の数を定めることを目的とする。

(選出される理事数の割合)

第2条 定款第 19 条で定める役員定数内で、各種別正会員数の 25%小数点第 1 位切り上げた人数を理事として選出する。
2 但し、定款第 19 条で定める各種別役員定数の下限を下回らない。

(改正)

第3条 本細則の改正は、理事会の決定によらねばならない。

附則

1. この細則は令和元年度 11 月 14 日から施行する